

## 平成 28 年度労働報酬下限額（案）について

- 1 厚木市公契約条例第 6 条第 1 項第 1 号に規定する労働者等に対して支払われるべき平成 28 年度の労働報酬下限額（工事請負契約に係る労働報酬下限額）

農林水産省及び国土交通省が決定した平成 28 年度の神奈川県における公共工事設計労務単価（以下「設計労務単価」という。）を 8 で除して得た額（1 円未満の端数がある場合は切り上げる。）に 100 分の 90 を乗じて得た額（1 円未満の端数がある場合は切り上げる。）・・・資料 1 関係

十分な有効標本数が確保できなかった等の理由により、設計労務単価が設定されていない業種は、全国平均値（全国平均値が公表されていない場合は、直近年度に設定された当該業種の設計労務単価に、他都道府県の同業種における増減率平均を乗じて得た額（1 円未満の端数がある場合は切り上げる。））を平成 28 年度の設計労務単価とみなす。・・・資料 1 - 2

見習い、手元等の労働者等、年金等の受給のために労働の対価を調整している労働者等は、厚木市公契約条例第 6 条第 1 項第 2 号に規定する労働者等に対して支払われるべき平成 28 年度の労働報酬下限額と同額とする。

- 2 厚木市公契約条例第 6 条第 1 項第 2 号に規定する労働者等に対して支払われるべき平成 28 年度の労働報酬下限額（業務委託契約及び指定管理協定に係る労働報酬下限額）

資料 2 関係のとおり